(仮称) 横須賀市学校給食センター整備運営事業

実 施 方 針

平成 30 年 11 月 5 日 横 須 賀 市

— 目 次 —

第1	実施方針の位置付け	1
第2	本事業の概要	1
1	本事業の目的等	1
(1)	本事業の名称	1
(2)	本事業の目的	1
(3)	本事業の基本的な考え方	1
2	本事業の内容	2
(1)	施設概要	2
(2)	事業方式	2
(3)	事業スケジュール	2
(4)	事業範囲	3
(5)	支払条件	4
第3	事業者の募集及び選定	5
1	事業者の募集及び選定方法	5
2	事業者の募集及び選定スケジュール	5
(1)	事業者の募集及び選定スケジュール	5
(2)	実施方針等に関する質問・意見	5
(3)	現地見学会	6
3	入札参加者の資格	6
(1)	入札参加者の構成等	6
(2)	入札参加者の参加資格要件	7
4	契約形態	11
5	審査及び選定に関する事項	11
(1)	審査及び選定に関する基本的な考え方	11
(2)	審査の方法	12
6	応募に係る提出書類の取扱い	12
(1)	著作権	12
(2)	特許権等	12
第4	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1	リスク分担の基本的な考え方	13
2	予想されるリスクと責任分担	13
3	リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	16

第5	5	その他事業の実施に関し必要な事項	17
1		契約の締結	17
2		入札参加に伴う費用負担	17
3		情報公開及び情報提供	17
4		問い合わせ先	17
	(1)	担当部局	17
	(2)	住所	17
	(3)	電話	17

第1号様式 実施方針等に関する質問書

第2号様式 実施方針等に関する意見書

第3号様式 現地見学会参加申込書

第1 実施方針の位置付け

横須賀市(以下「市」という。)は、設計・施工・維持管理・運営一括発注方式(以下「DBO 方式」という。)を採用して、民間の技術能力を効果的に活用し、(仮称)横須賀市学校給食センター整備運営事業(以下「本事業」という。)を実施することを予定している。本実施方針の公表は、平成31年2月に予定している入札公告に先立って、事業内容等を具体的に示すことで、事業者の事業参入のための検討を促すために行うものである。

第2 本事業の概要

1 本事業の目的等

(1) 本事業の名称

(仮称) 横須賀市学校給食センター整備運営事業

(2) 本事業の目的

現在、横須賀市立の中学校では弁当持参を基本としたミルクのみの給食を行っているが、 完全給食(主食・おかず・牛乳)の実施について保護者を中心とした市民、市議会等から要 望をいただいてきた。教育委員会では、スクールランチ充実の取り組みやアンケートの実施 などを経て検討を重ね、平成 28 年 7 月 8 日に開催した平成 28 年度第 1 回総合教育会議にお いて市長と教育委員会で協議した結果、平成28年6月27日に教育委員会で決定した「中学 校の昼食のあり方に関する基本方針及び行動計画」を踏まえ、市立全中学校で全員喫食によ る完全給食を実施することを決定した。実施方式については、中学校の現地調査などを調査 会社への業務委託により行うとともに、市議会に設置された「中学校完全給食実施等検討特 別委員会」、庁内の検討組織の「中学校完全給食推進本部」、「同専門部会」、教職員や保護者 と教育委員会事務局とで構成する「中学校完全給食推進連絡協議会」などにおいて意見をい ただき、検討を行い、平成 29 年 7 月 18 日に開催した平成 29 年度第 1 回総合教育会議にお いて、市長と教育委員会での協議を経て、同年7月 21 日に開催した教育委員会定例会にお いて、中学校完全給食の実施方式を「センター方式」とし、給食センターを1カ所整備する ことを決定した。また、事業手法については、業務委託により実施した PFI 等導入可能性調 査や、各検討組織等における検討を踏まえた結果、民間事業者が有する知識・技術的能力を 活用し、効率的な運営やコスト削減等を期待するとともに、VFM の比較や地元事業者の参画 といった観点から DBO 方式とすることを決定している。

本事業は、こうした経緯を踏まえ、(仮称)横須賀市学校給食センター(以下「本施設」という。)の整備・運営を行い、「中学校の昼食のあり方に関する基本方針及び行動計画」の実現を目的とするものである。

(3) 本事業の基本的な考え方

本事業は、事業者が本施設を整備し、運営期間内において施設の維持管理及び運営を行う。 事業の実施については、次に記載した「(仮称) 横須賀市学校給食センター基本計画」の「2 基本的な考え方」(詳細は「(仮称) 横須賀市学校給食センター基本計画」4~5ページ参照) に従って進めるものとする。

- ・安全・安心な給食を提供できるよう、衛生管理を徹底します
- ・生徒が楽しく食事をすることができるよう、温かく、おいしい給食を提供します
- 食物アレルギーに対応します

- ・環境に配慮した施設整備と運営管理を行います
- ・災害時の対応を考慮した施設整備と運営管理を行います
- ・長期的な視点も含め財政負担の軽減を図ります
- ・子どもたち、地域、市民に愛される給食センターを目指します (「(仮称) 横須賀市学校給食センター基本計画」より抜粋」)

2 本事業の内容

本事業の内容は、以下のとおりとする。

(1) 施設概要

ア 事業用地

横須賀市平作5丁目28番10号(旧平作小学校)

※現状、事業用地内に校舎、体育館、プール等が残存しており、平成32年2月までに、 市において既存施設等の解体・撤去の実施を予定している。

イ 用途地域

第1種中高層住居専用地域(約10,950 m²)、第1種住居地域(約3,950 m²) ※建設にあたっては、建築基準法第48条第3項ただし書の許可が必要となる。

ウ 建ペい率/容積率

70%/200%

工 敷地面積

14, 984. 34 m²

※本事業において歩道拡幅工事を含めることを予定しており、工事後、拡幅部分が歩道となるため、敷地面積から除くことを想定している。

才 調理能力食数

10,000 食/日

(2) 事業方式

設計・施工・維持管理・運営一括発注方式 (DBO 方式)

(3) 事業スケジュール

事業スケジュールは、おおむね以下のとおりを予定している。

内容	日程
事業予定者の選定	平成 31 年 7 月
仮契約	同年8月
契約締結	同年9月
施設の設計・建設	同年9月~平成33年6月(概ね1年9カ月間)
開業準備	平成33年7月~同年8月(概ね2カ月間)
施設の維持管理・運営	平成33年8月下旬~平成48年7月末(約15年間)

(4) 事業範囲

- ア 施設整備業務
 - (ア) 設計業務
 - a 本件施設の基本設計・実施設計業務
 - b 事前調查業務
 - c 各種許認可申請等業務及び関連業務(補助金等の申請支援を含む。)
 - d その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務
 - (4) 建設業務
 - a 本件施設の建設業務
 - b 事務備品調達·設置業務
 - c 外構·植栽整備業務
 - d その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務
 - (ウ) 調理設備等調達・設置業務
 - a 調理設備調達·設置業務
 - b 調理備品調達・設置業務
 - c 食器・食缶等調達・設置業務
 - d その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務
 - (エ) 工事監理業務
- (参考) 施設整備に関して市が実施する業務
 - (ア) 事業用地内の既存施設等の解体・撤去業務 (ただし、既存施設の基礎杭の GL-3 m 以下、敷地内の樹木、一部の側溝及び間知ブロック積み擁壁等は、残置とする。)
 - (イ) 配送校の配膳室等整備・改修業務
- ※既存施設の解体・撤去は平成31年6月~平成32年2月に、配送校の配膳室等整備・改修は、平成33年3月までに実施予定である。
- イ 開業準備業務

維持管理・運営を行うための準備業務及びこれらに付随する業務

- ウ維持管理業務
 - (ア) 建築物維持管理業務(建築物の点検・保守その他一切の修繕・更新業務を含む。)
 - (イ) 建築設備維持管理業務(建築設備の点検・保守、運転・監視その他一切の修繕・更新 業務を含む。)
 - (ウ) 調理設備維持管理業務(調理設備の点検・保守、運転・監視その他一切の修繕・更新業務を含む。)
 - (エ) 事務備品維持管理業務(市事務室内の事務備品を除く事務備品の点検・保守その他一切の修繕・更新業務を含む。)
 - (オ) 外構・植栽維持管理業務(外構・植栽の点検・保守その他一切の修繕・更新業務を含む。)
 - (カ) 清掃業務
 - (キ) 警備業務
 - (ク) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

工 運営業務

- (ア) 日常の検収支援業務
- (1) 給食調理業務
- (ウ) 洗浄等業務
- (工) 配膳業務
- (オ) 配送及び回収業務
- (力) 衛生管理業務
- (キ) 運営備品等修繕・更新業務(食器・食缶を含む)
- (1) 配送車両調達業務
- (ケ) 配送車両維持管理業務
- (1) 献立作成・食材調達支援業務
- (サ) 給食エリア等清掃業務
- (シ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務
- ※ 施設整備業務から運営業務までに係る全ての光熱水費(配送校での配膳業務にかかる 光熱水費を除く)は事業者の負担とする。

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務

- (ア) 献立作成・栄養管理業務
- (1) 食材調達・検収業務
- (ウ) 食数調整業務
- (エ) 給食費に関する業務
- (オ) 配送校の調整(配送校からの要望対応、行事日や学級閉鎖時等の連絡調整等)
- (カ) 直接搬入品(パン、牛乳等)の調達・各配送校への運搬業務(搬入事業者が実施)
- (キ) 直接搬入品の容器等(パンケース、牛乳ケース等)回収業務(搬入事業者が実施)
- (ク) 市職員用事務室内事務備品の保守管理・更新業務

(5) 支払条件

施設整備業務に係る対価については、平成31年度から平成33年度の施設整備期間の各年度において、事業者に部分払いで支払うことを予定している。各年度の支払限度額は、市が年度ごとの想定出来高の範囲内で算定した額とすることを予定している。

開業準備業務に係る対価については、事業者が実施する開業準備業務に係る対価を開業準備業務完了後に一括して支払うことを予定している。

維持管理業務及び運営業務に係る対価については、供用開始後から維持管理・運営期間中にわたって支払う予定である。対価は月ごとに支払うものとし、物価変動に基づき、年に1回改定することを予定している。

その他支払方法等詳細については、入札公告時に示す。

第3 事業者の募集及び選定

1 事業者の募集及び選定方法

本事業については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2に基づき、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価落札方式により契約を締結する予定である。

2 事業者の募集及び選定スケジュール

(1) 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下の予定である。

日程	内容
平成 30 年 11 月 5 日	実施方針の公表
平成 30 年 11 月 13 日	現地見学会の開催
同年 11 月 6 日	実施方針等に関する質問・意見受付
~同年 11 月 20 日	天旭刀町 寺に関りる員同・总兄文刊
同年 12 月 20 日	実施方針等に関する質問・意見に対する回答
平成 31 年 2 月	入札公告及び入札説明書等の公表、入札参加申込の受付
同年2月~3月	入札説明書等に関する質問の受付・回答
同年4月	入札参加資格確認通知
同年5月	入札及び提案資料の受付
同年7月	落札者決定及び公表
同年8月	仮契約締結
同年9月	事業契約締結

(2) 実施方針等に関する質問・意見

ア 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針及び要求水準書(案)の内容に関して、質問・意見の受付は次のとおりとする。

- (7) 受付期間: 平成30年11月6日(火)午前9時~11月20日(火)午後5時
- (4) 受付方法:

実施方針等に関する質問書(第1号様式)及び意見書(第2号様式)に記入の上、添付ファイルにて E-mail により下記に提出すること。

E-mail: gakkou-kyushoku@city.yokosuka.kanagawa.jp

イ 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

実施方針等に関する質問、意見に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等にかかわり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、 平成30年12月20日(木)までに、市のホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒ アリングを行うことがある。

(3) 現地見学会

以下のとおり、希望者(事前申込みが必要)を対象に事業用地の状況等を確認するため の現地見学会を開催する。

ア 申込み

- (7) 受付期間:平成30年11月6日(火)午前9時~11月9日(金)午後5時
- (4) 受付方法:

現地見学会参加申込書(第3号様式)に記入の上、添付ファイルにてE-mailにより下記に提出すること。

E-mail: gakkou-kyushoku@city.yokosuka.kanagawa.jp

イ 見学会

(ア) 開催日時:平成30年11月13日(火)午後2時~

(4) 開催場所:横須賀市平作5丁目28番10号(旧平作小学校)

(ウ) 集合場所:現地

3 入札参加者の資格

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、設計業務を実施する者(以下「設計企業」という。)、建設業務を実施する者(以下「建設企業」という。)、工事監理業務を実施する者(以下「工事監理企業」という。)、調理設備等調達・設置業務を実施する者(以下「調理設備企業」という。)、開業準備業務及び維持管理業務を実施する者(以下「維持管理企業」という。)、開業準備業務及び運営業務を実施する者(以下「運営企業」という。)を含む複数の企業(以下「構成員」という。)から構成されるグループ(以下「グループ」という。)とする。
- イ 「(2) 入札参加者の参加資格要件」の要件を満たす者は、本事業の複数の業務を実施 すること及び業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することができるも のとする。ただし、建設企業は、工事監理企業を兼ねることはできない。
- ウ 本事業に参加するグループは、あらかじめグループの代表企業を定め、入札手続や落札者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知等については、原則として全て代表企業が行う。なお、本事業を実施するための特別目的会社(SPC)の設立は不要とする。
- エ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。
- オ 入札参加者の構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者(下記(ア)、(イ))が、 他の入札参加者の構成員になることはできない。
 - (ア) 資本関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下、「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- a 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。 以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (イ) 人的関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、a については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- a 一方の会社の代表権を有する者(個人商店の場合は代表者。以下同じ。)が、他方の 会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事 再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア 入札参加者の共通の参加資格要件

入札参加者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (ア) 法人でない者
- (イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者又は その者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (ウ) 横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中の者
- (エ) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 28 条に規定する指示又は営業の停止の措置を受けている者
- (オ) 建築士法第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者
- (カ) 次のいずれかに該当する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の 法令上これと同様に取り扱われている法人
 - ① 旧会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項若しくは第2項又は会社 更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき 更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
 - ② 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき 再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土 交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く
 - ③ 会社法 (平成 17 年法律第 86 号) の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 17 年法律第 87 号) 第 64 条による改正前の商法 (明治 32 年法律第 48 号) 第 381 条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者
 - ④ 旧破産法(大正11 年法律第71 号)又は破産法(平成16 年法律第75 号)に基づき破産の申立て又は旧和議法(大正11 年法律第72 号)に基づき和議開始の申立てがなされている者
- (キ) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人
 - ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

- ② 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- ③ 禁錮以上の刑 (これに相当する外国の法令による刑を含む。) に処せられ、その執 行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑤ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記 のいずれかに該当する者
- (ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人
- (ケ) 本事業に係る発注支援業務の受託者及び協力業者(以下「受託者等」という。)又は 当該受託者等と資本関係又は人的関係等(第3 3(1)才を参照)がある者。 なお、本事業に係る発注支援業務の受託者等は、次に掲げるとおりである。
 - ·株式会社長大 東京都中央区日本橋蛎殻町1-20-4
 - · 内藤滋法律事務所 東京都中央区築地 2-3-4
- (コ) (仮称) 横須賀市学校給食センター整備運営事業者選定委員会の委員(第3 5(1)に 記載) が所属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係(第3 3(1)オを参照) のある者
- (サ) その者の親会社等が(カ)~(コ)までのいずれかに該当する法人

イ 設計企業の参加資格要件

設計企業は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、複数の企業で分担して設計業務を実施する場合にあっては、全ての者が要件を全て満たすこととする。ただし、(エ)、(オ)については、同一の工事でも別の工事でも実績として認める。

なお、所在区分や入札参加資格登録については横須賀市ホームページ〈https://e-bids.yokosuka-ebid.jp/keiyaku/HP/board.html〉を確認すること。

- (ア) 所在区分が市内業者、準市内業者又は市外事業者であること。
- (4) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。
- (ウ) 横須賀市競争入札参加有資格者(委託)として「建築設計」の業種に登録があること。 ただし、建設企業が設計企業を兼ねる場合は、横須賀市競争入札参加有資格者(工事) 「建築一式」の業種に登録があればよい。
- (エ) 平成21年4月1日以降に国、地方公共団体又は特殊法人等(以下「国等」という。) が発注した延床面積が3,000 m³以上の一の建築物の新築工事の実施設計を履行した 実績を元請として有する者
- (オ) ドライシステムを採用した学校給食施設^{※1}又は特定給食施設^{※2}の新築工事の実施 設計を履行した実績を元請として有する者
 - ※1 学校給食法施行令(昭和29年政令第212号)に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和31年 法律第157号)に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の

幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和32年法律第118号)に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。(以下同じ。)

※ 2 健康増進法 (平成 14 年法律第 103 号)第 20 条に定める特定給食施設をいう。(以下同じ。)

ウ 建設企業の参加資格要件

建設企業は、特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)又は単体企業のいずれかとし、以下の要件を満たしていること。なお、所在区分や入札参加資格登録については横須賀市ホームページ〈https://e-bids.yokosuka-ebid.jp/keiyaku/HP/board.html〉を確認すること。

また、市内下請負率は、市内事業者で受注可能な下請金額に対しての実際に市内事業 者に発注する金額(市が市内で受注不可能と判断した場合は、下請負金額の総額に含ま ない)であり、請負金額全体に対する金額ではない。

詳細は、横須賀市ホームページ〈https://e-bids. yokosuka-ebid. jp/keiyaku/n_seido/kouzi/nyusatsu/ogatakouzi.pdf〉を確認すること。

(ア) JV の場合

- ① 所在区分が代表構成員は準市内業者、その他の構成員は準市内業者又は市内業者であること。
- ② JV の組成にあたっては、共同施工方式又は分担施工方式のいずれかによるものと する。

共同施工方式の場合、a から d の要件をすべて満たすこと。

分担施工方式の場合、次のa 及びb の要件を満たすこととし、構成員の数及び分担工事額については参加グループの提案に委ねる。

- a JV には、市内業者を構成員として1者以上含むこと。
- b JV の代表構成員は出資比率または分担工事額が構成員中最大である者であって、 単独の企業であること。
- c JV の構成員数は2者又は3者であること。
- d 1構成員当たりの出資比率は、構成員数が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。

また、すべての構成員は下記の③~⑤の要件をすべて満たすこと。なお、すべての 建設企業は、工事監理企業を兼ねることはできない。

- ③ 構成企業は、横須賀市競争入札参加有資格者(工事)として「建築一式」、「土木一式」、「電気」又は「管」のうち、当該構成企業が実施する工事に対応した業種に登録があること。
- ④ 構成企業ごとに建設業法(昭和24 年法律第100 号)別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、資格登録名簿の対象工種に該当する種類(「土木一式工事」、「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」)について、同法に基づく特定建設業の許可を有し、この工事に対応する監理技術者又は主任技術者を同法に従い施工現場に専任かつ常駐で配置できること。

- ⑤ 市に登録されている経営事項審査の建築一式工事の総合評定値(総合評点)が準市 内業者は1,150 点以上、市内業者は670 点以上であること。
- (イ) 単体企業の場合
 - ① 所在区分が準市内業者であること。
 - ② 横須賀市競争入札参加有資格者(工事)として「建築一式」の業種に登録があること。
 - ③ 建築一式工事の特定建設業許可を有し、この工事に対応する監理技術者を同法に従い施工現場に専任かつ常駐で配置できること。
 - ④ 市に登録されている経営事項審査の建築一式工事の総合評定値(総合評点)が 1,450 点以上であること。
 - ⑤ 一次下請発注金額の内 40%以上を市内業者に発注すること。ただし、これを達成できない見込みである場合は、市内下請負率の最低限度を25%とし、材料購入を含めた市内下請負率は45%とする。

エ 工事監理企業の参加資格要件

工事監理企業は、1者で業務を担当する場合は、下記の(ア)~(カ)の要件をすべて満たすこと。また、複数の者が業務を分担する場合は、全ての者が下記の(ア)~(カ)の要件を満たすこと。ただし、(オ)、(カ)については、同一の工事でも別の工事でも実績として認める。

なお、所在区分や入札参加資格登録については横須賀市ホームページ〈https://e-bids.yokosuka-ebid.jp/keiyaku/HP/board.html〉を確認すること。

- (ア) 所在区分が市内業者、準市内業者、又は市外業者であること。
- (4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。
- (ウ) 横須賀市競争入札参加有資格者(委託)として「建築設計」の業種に登録があること。
- (エ) 建設企業の会社法に定める子会社でないこと。
- (オ) 平成21年4月1日以降に完了した国等が発注した延床面積が3,000 m以上の一の建築物の新築工事の実施設計又は工事監理業務を履行した実績を元請として有する者
- (h) ドライシステムを採用した学校給食施設又は特定給食施設の新築工事の実施設計又 は工事監理業務を履行した実績を元請として有する者

オ 調理設備企業の参加資格要件

調理設備企業は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、複数の企業で分担して調理設備等調達・設置業務を実施する場合にあっては、全ての者が(ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ、少なくとも1者が(ウ)に掲げる要件を満たすこととする。

なお、所在区分や入札参加資格登録については横須賀市ホームページ〈https://e-bids.yokosuka-ebid.jp/keiyaku/HP/board.html〉を確認すること。

- (ア) 所在区分が市内業者、準市内業者又は市外業者であること。
- (イ) 横須賀市競争入札参加有資格者(物件)として「家庭用品・雑貨」の業種のうち「厨房機器」の種目に登録があること。
- (ウ) 5,000 食/日規模以上の供給能力を持つドライシステムを採用した学校給食施設又は特定給食施設への調理設備の納入実績を有すること。

カ 維持管理企業の参加資格要件

維持管理企業は、(ア) 及び(イ) の要件を満たす者とする。なお、複数の企業で分担して維持管理業務を実施する場合にあっては、全ての者が(ア) 及び(イ) の要件を満たすこと。なお、入札参加資格登録については横須賀市ホームページ〈https://e-bids.yokosuka-ebid.jp/keiyaku/HP/board.html〉を確認すること。

- (ア) 所在区分が市内業者、準市内業者又は市外業者であること。
- (イ) 横須賀市競争入札参加有資格者であること。

キ 運営企業の参加資格要件

運営企業は、次の(r)~(x)の要件を満たす者とする。なお、複数の企業で分担して運営業務を実施する場合にあっては、主たる調理業務を担う企業は(r)、(r)、(r) 及び(r) の要件を満たすこととする。

- (ア) 所在区分が市内業者、準市内業者又は市外業者であること。
- (イ) 横須賀市競争入札参加有資格者(委託)として「その他」の業種のうち「その他」の種目に登録があること。
- (ウ) 5,000 食/日規模以上の供給能力を持つドライシステムを採用した学校給食施設又は特定給食施設において、調理業務を履行した実績を元請として有する者
- (エ) ドライシステムを採用した学校給食施設又は特定給食施設において、調理業務を履行した実績を元請として有する者

4 契約形態

市は、本事業について施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る基本契約を落札者と締結する。さらに、基本契約に基づき、設計企業、建設企業、工事監理企業及び調理設備企業と「設計・建設等請負契約」を締結する。また、市は基本契約に基づき、維持管理企業及び運営企業と「維持管理・運営委託契約」を締結する。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、後日公表する入札説明書等(入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本契約書(案)、設計・建設等請負契約書(案)及び維持管理・運営委託契約書(案)をいう。以下同じ。)において示す。

5 審査及び選定に関する事項

(1) 審査及び選定に関する基本的な考え方

提案審査は、次に示す学識経験者及び市職員等で構成する「(仮称) 横須賀市学校給食センター整備運営事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。) における落札者決定基準に基づく審議を経て、最優秀提案者を選定する。

本実施方針公表以降に、選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため接触等の働きかけを行った入札参加者は失格とする。

委員氏名	所 属 等
伊 庭 良 知	国土政策研究会 理事
鈴 木 志保子	神奈川県立保健福祉大学 教授
日 髙 仁	関東学院大学 准教授
石 渡 修	横須賀市 財政部長
伊藤学	横須賀市教育委員会事務局 学校教育部長

(2) 審査の方法

ア 参加資格審査

参加表明時に提出される参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、 その結果を入札参加者に通知する。

イ 入札書類等審査

あらかじめ設定する「落札者決定基準」に従って、選定委員会において入札書類等の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案者を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに得点化して行う。

6 応募に係る提出書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は入札参加者に帰属する。また、本事業の公表その他市が必要と認めると きには、市は提案資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、提案内容を公 表する場合には、事前に当該入札参加者の承諾を得るものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等に日本国の法令に基づいて 保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法及び維持管理方 法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。 これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は、市に対して当該損失 及び損害を補償及び賠償しなければならない。

第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切かつ低廉に各リスクを管理することのできる主体が当該リスクを負担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。従って、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として以下のリスク分担表によることとする。具体的内容については入札公告時に入札説明書等において示すものとする。

【リスク分担表】

段	リスクの種類	整理	4HT 7755	負担者	
階	リスクの種類	No	概要	市	事業者
	入札手続	1	入札説明書の誤り、入札手続の誤り	0	
		2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	0	
	法令変更	3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新 設・変更等		0
	税制変更	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		0
	忧	5	上記以外の税制度の新設・変更等	0	
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	0	
	計認可以特達延	7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		\circ
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟 等	0	
		9	事業者が行う業務の提案内容に関する訴訟・苦 情等		0
共通	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題(騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など)		0
		11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	\circ	
	第三者への賠償	12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた 場合		0
	事業内容の変更	13	市の政策変更により、事業の内容が変更される 場合	0	
	物 (本が毛) (※1)	14	施設供用開始前のインフレ・デフレ	0	\triangle
	物価変動(※1)	15	施設供用開始後のインフレ・デフレ	0	\triangle
	大事業の中立 75.44	16	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場 合	0	
	本事業の中止・延期	17	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		0
	構成員の能力不足等	18	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		0
	不可抗力(※2)	19	不可抗力による損害	0	Δ

rn. nu	段階 リスクの種類		Aut and	負担	旦者
段階			概要	市	事業者
	入札費用	20	本事業への入札に係る費用の負担		0
契約前		21	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		0
前	契約の未締結・遅延	22	議会の議決が得られない場合	\triangle	\triangle
		23	上記以外の事由による契約締結遅延等	\circ	
		24	市が実施した測量、調査に関するもの	\circ	
	測量・調査	25	事業者が実施した測量、調査に関するもの		0
		26	市の帰責事由により変更する場合	0	
調査	計画・設計・仕様変更	27	事業者の帰責事由により変更する場合		0
香 ・ 設 計	調査費・設計費等の	28	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	0	
計	増大	29	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が 増大した場合		0
	設計の完了遅延	30	市の帰責事由により遅延した場合の損害	\circ	
		31	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		0
	用地の確保	32	事業用地の確保に関するもの	\circ	
		33	事業用地以外の、本施設建設に要する用地の確 保に関するもの		0
	用地の瑕疵	34	事業用地の土壌汚染の顕在化のうち、市が公表 した資料から予測可能なもの		0
		35	事業用地の地下埋設物の顕在化のうち、市が公 表した資料から予測可能なもの		0
		36	上記以外の土地の瑕疵	0	
	地質·地盤	37	市が実施し、公表した地質調査等の資料から予 測可能なもの		0
建設	工事遅延	38	市の帰責事由によるもの	0	
	工事灶処	39	事業者の帰責事由によるもの		0
	工事費増大	40	市の帰責事由によるもの	0	
	— T A 10/1	41	事業者の帰責事由によるもの		0
	要求性能未達	42	本施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の 部分、施工不良部分が発見された場合		0
	施設損害	43	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目 的物について生じた損害、その他工事の施工に 関して生じた損害		0
	工事監理の不備	44	工事監理の不備により工事内容、工期などに不 具合が発生した場合		0

段		整理		負担者	
階	リスクの種類	No	概要	市	事業者
	運営開始の遅延	45	市の帰責事由によるもの	0	
	連呂開始の建進	46	事業者の帰責事由によるもの		0
	事業内容の変更	47	市の帰責事由による事業内容の変更 (用途変更 など)	0	
	支払遅延・不能	48	市の帰責事由による対価の支払の遅延・不能に よるもの	0	
	要求水準未達	49	事業者の行う維持管理・運営業務の内容が入札 説明書等に定める水準に達しない場合		0
	維持管理・運営費の 増大	50	市の帰責事由によるもの	0	
	(物価変動は除く。)	51	事業者の帰責事由によるもの		0
	大乳なの担 <i>佐</i>	52	市の帰責事由によるもの	0	
	施設等の損傷	53	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		0
	+/= ⇒n mayor	54	瑕疵担保期間内		0
	施設瑕疵	55	瑕疵担保期間終了後	0	
	需要変動(※3)	56	給食を提供する学校における給食サービス形態 の変更等、市の事由によるもの	0	
		57	生徒数・教職員数の変動によるもの	\triangle	0
維	異物混入 (食中毒含む。)	58	検収時における調達食材の異常	0	
維持管理		59	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食 材の異常	0	
*		60	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		0
運営		61	調理過程における調理方法の不適による食材の 異常		0
		62	調理・配送における異物混入等		0
		63	配膳以降、生徒に給食が供される間における異 物混入等	0	
	アレルギー対応	64	アレルギー生徒の情報収集不備、アレルギー情報の伝達ミス、校内での配食ミス (事業者の帰責事由によるものを除く)、食材調達時の誤り	0	
	リスク	65	突発的な発症(事前に把握が困難なアレルギー 物質による)	0	
		66	事業者の帰責事由によるもの		0
		67	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定 できない要因によるもの	0	
		68	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		0
	配送の遅延リスク	69	調理の遅延によるもの		0
		70	事業者の交通事故による遅延		0
		71	食材の納入遅延による遅延	0	
	海伽弗増士リッカ	72	配送校の変更による運搬費の増大	0	Δ
	運搬費増大リスク	73	交通事情の悪化による運搬費の増大		0

段	リッカの纤籽	整理	整理		旦者
階	リスクの種類		概要	市	事業者
移管	性能確保	74	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		0
	移管手続	75	事業の終了手続に係る諸費用に関するもの		0

- ○:主分担 △:従分担
 - (※1) 一定範囲の物価変動は事業者、それ以上の物価変動は市
 - (※2) 一定範囲の損害は事業者
 - (※3) 事業期間中に一定以上の給食数が増減する場合は、サービス購入費の見直しについて協議できるものとする

3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

原則として、市または事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示すものとする。

第5 その他事業の実施に関し必要な事項

1 契約の締結

落札決定後、仮契約を締結し、横須賀市議会の議決を得たとき本契約を締結する。

2 入札参加に伴う費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市ホームページを通じて行う。 市ホームページ https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/index.html

4 問い合わせ先

(1) 担当部局

横須賀市教育委員会事務局学校教育部保健体育課 給食運営係

(2) 住所

〒238-8550 横須賀市小川町11番地(横須賀市役所本庁舎1号館6階)

(3) 電話

046-822-8490

実施方針等に関する質問書

(仮称)横須賀市学校給食センター整備運営事業の実施方針等について、以下のとおり質問を提出します。

会 社 名	
部 署 名	
担当者氏名	
住 所	
電話	
FAX	
E-mail	

NO	資料名	· · · · · ·		該当箇所			項目名	質問
	21111	頁		IJ	頁		311111	,
例	実施方針	1	1	(1)	イ	(1)	000	
1								
2								
3								
4								
5								
6								

- (注)1該当箇所の記入に当たっては、数値、記号は半角文字で記入してください。

 - 2 行が不足する場合は、適宜追加してください。 3 実施方針等の該当箇所の順に記入してください。
 - 4 行の高さ以外の書式は変更しないでください。

実施方針等に関する意見書

(仮称)横須賀市学校給食センター整備運営事業の実施方針等について、以下のとおり意見を提出します。

会 社 名	
部 署 名	
担当者氏名	
住 所	
電話	
F A X	
E-mail	

NO	資料名	頁	該当箇所項				項目名	意見
例	実施方針	1	1	(1)	イ	(1)	000	
1								
2								
3								
4								
5								
6								

- (注)1該当箇所の記入に当たっては、数値、記号は半角文字で記入してください。

 - 2 行が不足する場合は、適宜追加してください。 3 実施方針等の該当箇所の順に記入してください。
 - 4 行の高さ以外の書式は変更しないでください。

現地見学会参加申込書

(仮称) 横須賀市学校給食センター整備運営事業に関する現地見学会への参加を申し込みます。

	会社名	
	部署名	
	担当者氏名	
提出者	住 所	
	電話	
	F A X	
	E-mail	
	部署名	参加者氏名(※1社あたり5名程度とする。)
参加者		
参加 有		
		有・無
駐車ス	ペース利用	※1社あたり1台まで旧平作小学校敷地内の駐車を可能とします。
		駐車を希望する場合は「有」に○をしてください。